

## 平成 31 年度 日高市消費生活相談員 募集要項

### 1、募集人員

職 種	消費生活相談員（非常勤特別職）
人 数	3名程度
勤務場所	日高市消費生活相談センター（日高市役所3階）
業務内容	・消費生活にかかる相談及び苦情の処理に関すること （パソコンの入力業務あり） ・消費者保護にかかる情報及び知識の提供に関すること （消費生活講座等）
任 期	採用日から平成 32 年 3 月 31 日 勤務状況等により再任することがあります。

### 2、勤務条件

勤 務 日	毎週月曜日、水曜日及び金曜日（年末年始・祝日を除く）
勤務時間	10時00分から16時30分（休憩60分含む）
報 酬	日額10,000円（所得税は報酬額から差し引かれます） 費用弁償（旅費）は別途支給。交通費なし
そ の 他	年次有給休暇あり

### 3、応募資格等

次の①、②の条件を満たす者

- ①「消費生活相談員資格試験（国家資格）に合格した者」もしくは、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第3条」の規定における消費生活相談員資格試験のみなし合格者（※1）

#### （※1） みなし合格者とは

次のいずれかの資格を保有する者であって、地方公共団体における消費生活相談の事務または、それに準ずる事務 （※2） に1年以上従事した経験を有する者（平成28年4月1日から遡って5年間において、通算1年未満の従事の場合は、指定講習を修了していること）

- ・独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- ・一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- ・一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

#### （※2） 消費生活相談の事務に準ずる事務

- ・消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ・事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ・国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

- ②パソコン操作ができること

#### 4、応募方法

- ①提出書類
- ・市販の履歴書（写真添付のもの）
  - ・消費生活相談員資格試験（国家試験）合格者については合格通知の写し、消費生活相談員資格試験のみなし合格者については、資格認定証の写しとみなし合格者であることを証明できる書類（在職証明等）

上記の書類を持参（土・日曜日、祝日除く 8:30～17:15）または郵送してください。

#### 5、選考方法

書類選考と面接により選考します。面接日については、申込時にお知らせいたします。選考内容等に対する問い合わせには、一切応じられません。

採用選考の際に提出された書類等については返却いたしません。なお、採用選考において取得した個人情報には採用に関する事務以外の目的では使用しません。

#### 6、書類提出・問い合わせ先

〒350-1292

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

日高市役所 市民生活部 産業振興課 商工観光担当

TEL042-989-2111（代）